

平成21年9月第18回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成21年9月10日第18回互理町議会定例会は、互理町議会議事堂に召集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	鈴 木 光 範
学務課班長	金 山 基 裕	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 59 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 60 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第 61 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 62 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 63 号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 64 号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 65 号 物品購入契約の締結について（町民乗合バス購入事業）
- 日程第 9 議案第 66 号 平成 21 年度亶理町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 67 号 平成 21 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 68 号 平成 21 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 69 号 平成 21 年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 70 号 平成 21 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 71 号 平成 21 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 72 号 平成 21 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 17 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 報告第 3号 平成20年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第20 報告第 4号 平成20年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について

午前 9時57分 開会

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、暑い方は、上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、教育委員会委員長より、説明員変更の通知がありました。学務課遠藤課長にかわり、学務課金山班長が説明員として出席していますので、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、16番 永浜紀次議員、18番 島田金一議員を指名いたします。

日程第2 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから

日程第4 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで（以上3件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第4、議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの以上3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 議案第59号から議案第61号までの3件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、議案第59号から61号までの3件について、一括、ご説明を申し上げます。

皆さんの配付されております議案書の13ページからごらん願いたいと思います。

それでは、議案第59号、議案第60号及び議案第61号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、現在の固定資産評価審査委員である牛袋の南條清孝さん、開墾場の安田一郎さん及び箱根田東の鈴木敏雄さんの3氏の任期が平成21年9月30日に満了するため、引き続き固定資産評価審査委員として選任いたしたいと思えます。

それでは、13ページごらん願いたいと思います。

まずもって、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亶理町逢隈牛袋字谷地添191番地。南條清孝。生年月日、昭和12年12月10日。

そして、経歴等については以上となっておりますけれども、南條さんにおかれましては、平成13年9月26日から固定資産評価審査委員会委員として選任をいたしておるところでございます。

続きまして、次ページの15ページ、議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亶理町長瀬字南原6番地。氏名、安田一郎。生年月日、昭和19年1月30日。

この安田さんにおかれましても、平成15年10月1日から固定資産評価審査委員会委員ということで現在まで就任をいただいております。

続きまして、議案第61号、17ページ、固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、亙理町荒浜字新御狩屋74番地の1。氏名、鈴木敏雄。生年月日、昭和15年3月31日。

この鈴木さんにおかれましても、次ページ、経歴については以上でございますけれども、次ページの19ページの経歴にありますとおり、平成16年3月8日から固定資産評価審査委員会委員として就任をいただいておりますので、お三方についての議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） お座りください。起立全員でございます。よって、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

次に、議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第5 議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正の要旨でございますが、雇用保険法の一部改正に伴いまして、従来ですと、これは亘理町には該当する人がおりませんが、船員保険法に基づく船員保険の被保険者で再任用短時間勤務職員である者は、公務上の災害それから通勤災害に遭っても本条例を適用しないという条文でございました。本条例の対象にしないということでもございましたけれども、雇用保険法の一部改正に伴いまして、船員保険法に係る再任用短時間勤務職員については本条例の対象にしていくという内容でございます。

議案第62号の資料の方の1ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、現行、第1条、第2条の改正でございます。第2条の職員の関係でございますけれども、職員とはどういう人かという内容の中で、第2条の第1号から第4号まで、適用除外になる者が掲げられております。第1号が、労働者災害補償保険法に基づく者、それから船員保険法、3番目が学校医等、それから4番目が市町村非常勤消防団員の条例に基づく者、この4種類の方が適用除外ということでもございましたけれども、今回の改正で、第2号、船員保険法関係をそれから除くということでもございます。

それで、第16条につきましては、それらの関係、船員保険法絡みの関係でございますけれども、それらを除いて条文の整理を行ったということでもございます。

議案の方に戻っていただきまして、20ページでございます。

施行期日は、平成22年1月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例の施行の前日に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が同一の事由について雇用保険等の一部を改正する法律附則第39条の規定による保険給付であって、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規

定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わないという経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第63号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国の緊急の少子化対策の一環として実施されるものでございます。

なお、内容につきましては、別紙資料の新旧対照表2ページの方を使ってご説明

させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の資料の方でございますけれども、今回は附則に1項新しく加える改正でございます。内容につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産一時金に関する経過措置ということで、10月からの1年半の経過措置となっております。

被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「38万円」とあるものは「42万円」とするというもので、現在の38万円から4万円引き上げて42万円とする改正でございます。

なお、今回の改正に伴いまして、出産育児金の支払いにつきましては、直接病院側に支払うというのが原則になっておりまして、ご本人が支払うという手間は原則的には発生しないという改正になってございます。

それでは、議案の方にお戻りいただきまして、この施行日でございますけれども、この条例は平成21年10月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず、第1点目、町では出産貸付制度がありますけれども、これは今後も続けるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） このまま続けていきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ことしの4月1日から出産育児一時金の受領人払い制度が始まりましたけれども、これも引き続き行うんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 切りかわり等で時期的なこともございますので、しばらくは続けていきたいと考えております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 国の制度なので、23年3月31日までですね。民主党を中心とする政

権がその後どうするかというのはまだ不透明ですけれども、いずれにしても、国の動向は別にしても、23年4月1日から亘理町ではどうするんですか。国の制度は別としてね。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） これを実施していきまして、その時点で上司とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第63号 亘理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 亘理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第64号 亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第64号についてご説明させていただきます。

亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い改正するものでございます。

それでは、内容につきまして、別紙の新旧対照表3ページを使ってご説明させていただきます。

それでは、資料の3ページの方でございますけれども、今回の改正につきましては延滞金についての改正でございますが、この中段の方でございますが、納期限から14.6%の延滞金がかかるわけでございますが、現行でまいりますと、納期限から最初の1月につきましては7.3%の延滞金という規定でございましたが、今回の改正によりまして、納期限から最初の3カ月間につきましては、延ばしまして、7.3%の延滞金の税率となるという改正でございます。

それでは、恐れ入りますが、議案の方にお戻りいただきまして、施行日でございますけれども、この条例は平成22年1月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号 亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 亘理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第65号 物品購入契約の締結について（町民乗合バス購入事業）

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第65号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第65号 物品購入契約の締結について（町民乗合バス購入事業）についてご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

今回のこの乗合バスの購入事業でございますが、現在、町民バス「さざんか号」の運行につきましては5台のバスでやっているわけでございますが、どうしても朝夕の通勤・通学の時間帯に乗りこぼしがあるということでの対策ということで、乗車人数の多い車を購入するという事業でございます。

これについては、21年度の国の第1次補正予算での地域活性化・経済危機対策事業での全額補助事業で対応するものでございます。

記。1、事業名、平成21年度町民乗合バス購入事業。2、契約金額、884万9,245円。3、契約の相手方、岩沼市空港南4丁目1の4、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう仙南支店。

次のページ、24ページでございますが、資料ということで、概略を説明させていただきます。

今回の購入事業の内容でございますが、1、見積会、平成21年8月25日、随意契約ということでの1社指名で実施しました。2、指名業者名、三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう仙南支店。3、購入品名、マイクロバス、ローザ、29人乗りでございます。4、購入台数、1台。5、仕様については、別紙のとおりということで、25ページから27ページまで、図面等まで添付させていただいております。6、受渡月日ということで、平成21年12月25日までということでございます。7、受渡場所ということで、亘理町字下小路7番地4地内ということでございます。

次のページ、25ページから、バスの仕様内容になっております。今回のこのバス

購入に関しては、附属装置及び附属品ということで特に指定させていただいたものがございます。

まず、(1)ということで、スイングドア(オート)ということで、中にドアが開きますと乗降客にけがの危険もあるということで、外にドアがスライドするという方式での装備をさせております。

あと、7番目でございますが、客席シートについては、今回は「補助いすあり」となっておりますので、素材についてはプリントニットということで、ビニールカバーをつけて管理がしやすいようにしております。

あと、(8)ということで、乗降口に手すりを両側に設置するという内容でございます。

あと、11番目は、降車合図ボタンということで、これはおりるとき、バスが運転席から、長いものでございますので、一般の営業でやっている、県内の市営バスとか宮城交通バスとかと同じ路線バスと同じく、合図ボタンが、降りる場合にできるように、何か所かに設置する予定になっております。

あと、(12)は簡易料金箱ということで、これについても従来どおりの料金箱を設置する。

あと、14番目の乗降中灯ということで、車がとまっているときに、図面、次のページ、27ページにありますけれども、ここの図面、4パターンがございますけれども、上段の方の右側が後ろから見た図面でございますが、後ろのところの窓の下の右側のところにテールランプ等がありますけれども、その左側に、乗降している場合は「乗降中」というランプがつくように、表示ができるように、今回、仕様内容でしております。

あと、15番目が方向幕巻取り器ということで、同じく図面を見ていただきますと、27ページの上段の左側を見ていただきますと、これは正面から見たバスの状態でございますが、ちょうどフロントガラスの上の方に、南面方向ということでなっておりますけれども、ここのところに、何々行き、「亙理駅行き」とか「わたり温泉島の海行き」とか、ここに表示ができるように今回のバスはなります。

あと、そのほかに、仕様内容に戻りますけれども、16番が電動補助のステップでございますが、ドアがスライドしてあいた場合に、乗降するのに優しいというか、

補助ステップが自動的に車体の下から出てくるという状態のステップを標準装備させるという内容でございます。

あと、19番目に、やはり車の安全を運転手が確認できませんと困りますので、バックアイのカメラを車体の後ろに後方を確認できるようにカメラも設置する内容になっております。

以上の内容で今回購入します。

あと、最後に、27ページの図面にもう一回戻っていただきたいと思いますが、ちょうど真ん中から下の、側面から見たバスを見ていただきたいわけですが、後輪のタイヤの上から乗降口のドアまでの間のちょうど窓ガラスの間の中間部分に、今回はいろいろとご意見をいただいておりますので、バスの公共会議でもお話がありまして、やはり広告を掲示して、できるだけ収益を上げていただきたいという話もありました。ここにシート張りの、マグネットタイプでないやつで、ここに看板の広告希望者に対しまして広告料をいただきまして広告宣伝をつけさせるという内容でございます。

あと、カラー等については、従来、町が中型バスを購入しておりますけれども、大体「さざんか号」と同じような色合いということで、指定デザインということで発注をする予定になっております。

内容については以上でございます。よろしくご審議方、お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） マイクロバスは、どの路線で、時間帯はどの時間帯に運行するんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 現在検討しているのは、荒浜線ということで、朝夕の通勤・通学の時間帯をまずメインにおいていきたいと考えています。

あと、2点目として、本年の7月あたりから、南回りの循環路線において、日中、乗りこぼしが5件から6件発生しております。そういうことから、朝夕以外の路線については、今後、公共交通会議の方でも検討しますが、そういうふうな乗りこぼしが出ているような路線に日中の時間帯は運行を考えております。以上

です。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今回は、見積もりは1社、随意契約と。800万円ですからね。1社で随意契約ということなんですけれども、この法的根拠ですね。どういう法律の規定に基づいて、それに基づいて、どういう規則なり政令、どういう政令で、それに基づいて、どういう町の規則で、その定め。どういう法的根拠で1社、随意契約、800万円、大きい額ですけれども、やったのかということを説明してください。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目でございますけれども、亘理町の財務規則というのがございます。財務規則の随意契約の範囲としてということで、財産の買入れ等につきましては、80万円以内となっております。今回の契約については大幅な金額となっておりますので、この町の財務規則以外に、本町の財務規則の第105条の中に随意契約の範囲ということがございまして、この範囲を超える場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定でございまして、これにつきましては、読み上げますけれども、不動産の買入れまたは借り入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売り払いその他の契約で、その性質または目的が競争入札に適さないものをするときは、この随意契約のこの条文が適用になるということでございます。今回については、利用者の安全性とか料金徴収が容易であるということから、特に環境問題も配慮して、利用者の乗降口が助手席、要するに運転手のすぐわきの後方にある車種を基本としたいという考えがございました。そういうことをかなえるためには、今回、いろいろなマイクロバスのメーカーがございましてけれども、三菱ふそうのマイクロバスでありますローザが、この随意契約をする上で問題がかなうということでございます。今回1社にした理由でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） もう1点だけ聞きますけれども、今回は地方自治法施行令第167条1項2号に基づいたと。法律は、どの法律に基づいてやっているんですか。施行令は法律の下ですからね。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回のその上の根拠でございますが、これは地方自治法の契約の締結ということで、第234条の第2項、「前項の指名競争入札、随意契約またはせり売りに、政令で定める場合は該当するときに限り、これによることができる」という条文を引用させていただいております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今までの町民乗合バスは商工会の方に委託しておりましたけれども、今回のこのバスも商工会の方に委託するのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の委託については、現在の5台にマイクロバスの29人乗り1台を追加するというので、委託先については従来どおりでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） それで、年間経費、運営経費というのでしょうか、どれぐらいふえるようになるのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 現在、亘理・山元の商工会の方の運営担当の職員と協議をしているわけでございますが、経費については、今のところガソリン等の値段についてもそんなに変化がないということ、当初予算加えてですね、ないということでございますので、委託料については増減は今のところないというようなことで打ち合わせをしております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今、鞠子さんから質問したと思うんですけども、時間帯なんですけれども、5台プラス1台ということで、増便というような感じの計画になるのでしょうか。でなくて、今の時間帯のときに大型バスを走らせるというような、そういう計画なののでしょうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 形的には5台プラス1台というふうになりますけれども、必ずしも6台が運行しなければならない時間帯については運行するようになるかと思っておりますけれども、やはり整備その他ございますので、あとの5台については間もな

く5年になりますので、修理等もあるということもございますので、ケース・バイ・ケースで対応して、常に6台が町内を運行するという考え方ではございませんので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 仕様書の中にいろいろ附属品とかあるけれども、これらを決めるときに、実際に運転するドライバーの意見などを参考にした経緯があるかないか。やっぱり運転する方が直接、車を運転する上で安全管理を目指す場合はドライバーの意見も尊重すべきではないかと私は思うんです。そういう面で、その辺で現場の運転手の意見、これが必要だ、あれが要らないとか、そういう意見を聞いたか聞かないか、それを聞きます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の機種決定までの経緯につきましては、亘理・山元商工会の町民バスの担当の職員と運転手からも意見を聞いていただきたいということで、それらの意見については参考にさせていただいて、やはり1社指定したというのはそういうふうな経緯もございまして、できるだけ運転手に配慮して、もちろん乗降客の安全を完全に確保できるということで今回しましたので、十分意見は聞いたというふうに担当職員からは聞いております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第66号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第66号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、平成21年度亶理町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案第66号 平成21年度亶理町一般会計補正予算（第3号）についてご説明します。平成21年度亶理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,078万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,298万2,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、内容についてご説明を申し上げますので、歳出からご説明しますので、13ページ、14ページをお開き願います。

特に、内容については、重立った内容だけの説明だけにとどめさせていただきたいと思います。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費、補正額が27万2,000円については、今回、19節補助金、これは箱根田東港町地区の集会所の改修に伴う補助金、3分の1以内ということでの27万2,000円でございます。

次に、6目の企画費、補正額が110万円でございますが、これは9月12日、今週の土曜日、常磐自動車道の開通式後に行います亶理・山元両町の主催での地権者の感謝の会を開催するわけでございます。その方々、500名の方々をご案内申し上げておりますので、それらの経費相当でございます。

次に、14目諸費、240万円の補正ですが、これは工事請負費と修繕料ですが、こ

れについては、防犯灯関係の設置工事並びに修繕料でございます。特に、工事請負費で今回140万円追加補正するのは、当初予算で設置台数を予定したわけですが、今回要望が多かったものですから、40基分を今回追加する増額補正でございます。

次に、2項徴税费の中の2目賦課徴収費498万円については、これは10月から始まります徴税期間の年金の特別徴収業務の回収経費等の確定によりまして今回追加する経費でございます。

次に、15、16ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費関係でございます。

3款1項3目老人福祉費300万1,000円の補正でございますが、内容については、老人保健特別会計への繰出金、あと介護保険特別会計への繰出金等でございます。そのほかに、長寿社会対策基金費ということで110万円の貴重なふるさと納税の寄附金の積立額でございます。

次に、5目の老人憩いの家管理経費ということで124万2,000円の追加補正でございますが、今回は逢隈の老人憩いの家の屋根が雨漏りしているということで、塗装を含めた補修工事ということで75万円の経費を計上しております。そのほかに、吉田、逢隈の憩いの家の管理料ということで総額でございます。

次に、7目障害者福祉費781万円の増額補正でございますが、これについては、障害者の福祉費ということでの委託料、電算関係の委託料が119万1,000円でございますが、これは21年度の障害者自立支援給付システムの改修経費等でございます。あと、23節の償還金利子及び割引料は、20年度の確定によりまして643万2,000円相当額が償還でございます。

次のページ、17、18ページについてでございます。

2項児童福祉費の2目児童館費、あと3目の保育所費、これらの二つのそれぞれ4万、7万、11万円の経費については、ことしの初めごろから新型インフルエンザが世界的に発生しているわけでございますが、6月には公共施設関係のインフルエンザ対策消耗品を計上したわけですが、夏場においてもインフルエンザの流行が衰えないという状況にございまして、今回、職員等のインフルエンザ対策ということで、エプロンとか手袋、消毒液等の経費をそれぞれの部門で計上しております。

あと、4目の児童措置費ということで3,630万円の追加補正ですが、これは子育て

て応援特別手当支給経費相当額でございます。これについては前年度もありましたけれども、今回も対象者950人ということで、1人当たり3万6,000円、小学就学前3カ年ということで、3歳、4歳、5歳の方々が対象になるということでございます。

次に、4款衛生費1項3目健康増進費953万1,000円についての追加補正でございますが、これについても国の施策でございまして、女性特有のがん対策ということでの子宮がん検診、乳がん検診の事務費関係の経費相当額でございます。

次のページ、19ページ、20ページをお開きいただきます。

上の方の上段でございますが、5目の環境衛生費630万円の追加補正でございますが、これについては地球温暖化対策事業経費ということでの補助金でございます。本年度、本町では7月1日からクリーンエネルギーと太陽光発電の補助制度がスタートしたわけですが、クリーンエネルギー自動車普及促進補助金ということで、初日で80台以上の申し込みがあったということで、当初40台しか予算をとっておりませんでしたので、今回、現在まで補助申請のあった追加の63台分を追加する補正でございます。

次に、6款の農林水産業費につきましては、6款1項6目の農地費500万円の追加補正でございますが、ため池樋門の管理経費では修繕料、あと用排水路管理経費では吉田排水機場の地下タンクの補修工事費、あと用排水路整備事業では、牛袋支線の排水路整備のための補助金ということで250万円、それぞれの金額でございます。

下にまいりまして、3項1目の水産業振興費99万円の補正でございますが、これについては委託料、さけふ化場の整備に係る水脈の探查業務委託料の経費でございます。

次に、21、22ページをお開きいただきたいと思います。

7款の商工費でございますが、7款1項4目企業誘致対策費549万3,000円については、今回、特別会計への繰出金ということでございます。

あと、8款の土木費、8款2項2目の道路維持費450万円の追加については、これは委託料ということで、本年度の町道の除雪作業の業務委託経費でございます。

あと、4項4目公園管理費540万円の増額補正でございますが、これについては

工事請負、鳥の海公園の園路舗装工事ということでございます。これについては、わたり温泉鳥の海の駐車場芝生の東側、防風林との間が約1,800平米ほどまだ砂利になっているということで、今後の安全確保ということでの舗装工事でございます。

5目街路事業費については、今回は予算の組み替えをやっております。これについては、南町鹿島線の街路事業でございます。

次のページ、23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。

5項住宅費の中の1目住宅管理費580万円については、これは住宅の入居・退居によりまして修繕料が発生しておりますので、この経費相当でございます。

あと、9款消防費の9款1項2目非常備消防費ということで117万6,000円については、備品購入費ということで、これは各分団にホースブリッジということで、ホースが壊れないようにということで、道路を横断する場合にホースを保護するブリッジの購入経費、20組分でございます。

次に、10款教育費の中の10款1項2目事務局費ということで100万円の補正については、今回、ふるさと納税で寄附金をいただいた額について、学校施設整備基金に100万円を積み立てるための補正でございます。

あと、2項1目の小学校費の中の学校管理費ということで488万円については、今回、小学校費、そして次のページの中学校費でも同じでございますが、学校管理経費ということで、学校については新型インフルエンザ対策消耗品を今回大体80万円近くの予算を確保して対策を講じるということで対応するというところでございます。学校については、やはり生徒の分と教師の分を確保するというところで、今回については、マスク、手袋、先生方のエプロン、消毒液。あと、現在まだ消毒液が届かない状況の中では石けんを今の管理経費の中で使用して消毒をしていただくということで、徹底したインフルエンザ対策をやるということで、所要の経費を計上しております。

そのほかに、工事請負費ということで、今回は250万円、亘理小学校西校庭芝生化関連グラウンド整備事業ということでございます。議員さん方もおわかりのとおり、現在、亘理小学校の西側に、中央児童センターの前に、芝生化するために校庭を整備しているわけでございますが、このところで少年野球をしている団体がご

ございます。そういう関係で、今回、芝生化されますと野球ができなくなるものですから、中央公民館の南側広場でやっていただくということで、それらの関連経費でございます。

あと、17節で公有財産購入費ということでございまして、これは荒浜小学校の駐車場用地ということで、非常に来校者に不便をかけているということでございまして、189万1,000円を補正した内容でございます。

歳出については以上の内容でございまして、次に財源となる歳入についてご説明をしますので、9ページ、10ページをお開き願います。

歳入では、9款地方交付税、9款1項1目地方交付税、今回補正額5,908万5,000円については、歳出財源で不足する、歳入で不足する財源について、普通地方交付税を財源に充てたいということでの増額補正でございます。

あと、13款国庫支出金の中の1項2目衛生費国庫負担金919万9,000円については、健康増進事業等の負担金ということでございます。これは、女性特有のがん対策の検診料金と事務費が入っている補助金でございます。

あと、同じく2項1目の民生費国庫補助金3,630万円については、子育て応援特別手当補助金でございます。

あと、14款の県支出金については、記載のとおりでございます。

16款寄附金につきましては、次のページ、16款1項1目の、11、12ページをごらんいただきたいと思っております。補正額が221万円でございますが、この内容については、一般寄附金ということで、仙台市宮城野区福室字明神西83、上野株式会社、代表取締役上野憲次様より10万円、あと仙台市の匿名ということで1万円、仙台市青葉区国見5丁目4の12、三浦俊治様より200万円。三浦俊治様については、三浦クリニックの院長から個人的に寄附をいただくということでございます。あと、亘理町逢隈中泉字町裏62、佐藤哲雄様から10万円でございます。

あと、18款繰越金については、6万4,000円は20年度の確定に伴っての増額でございます。

19款諸収入の中の4項1目雑入167万円につきましては、2節で総務雑入ということで117万6,000円。これについては、消防団員の安全装備品の整備等の助成金ということで、これはホースブリッジ全額の経費でございます。

あと、産業観光課、産業観光雑入ということで49万4,000円は、ふ化場の整備調査の補助金、2分の1でございます。

あと、20款町債、20款1項1目総務債100万円の増額補正ですが、これは臨時財政対策債でございます、これについては、確定によって100万円の追加をするものでございます。

次に、債務負担行為と地方債の補正について説明しますので、4ページに戻っていただきたいと思えます。

第2表、債務負担行為補正。追加ということです。事項、期間、限度額というふうに説明をさせていただきます。平成20年度農業経営基盤強化資金利子助成ということでございます。今回については、農地拡大のための対象者1名がございましたので、利子助成をするものでございます。期間については、平成22年度から平成30年度まで。限度額が14万4,000円以内ということでございます。

次に、第3表、地方債補正でございますが、これは変更でございます。左側から、起債の目的、補正前、補正後ということで説明をします。臨時財政対策債、限度額4億6,500万円が今回補正で4億6,600万円に100万円増額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更がありません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方、お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 18ページ、衛生費の健康増進事業費についてお伺いいたします。

今回、がん検診委託料ということで916万4,000円が計上されておりますけれども、乳がん1人当たり幾ら、それから子宮頸がん1人当たり幾らで、亘理町では何人の該当者があったでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、乳がん検診でございますけれども、1人当たり9,240円、それから……。失礼しました。乳がんにつきましては年齢によって違うものですから、40歳・45歳につきましては9,240円、それから50歳・55歳・60歳の方につきましては5,880円となっております。子宮頸がんにつきましては、一律でございます、7,014円という経費でございます。

なお、対象人数でございますけれども、対象者につきましては、乳がんにつきましては1,300人、子宮頸がんにつきましては1,040人。ただ、予算措置につきましては、国の方からの指導によりまして、これの50%ということで、半分の人数での積算になってございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） がん検診の向上につながる政策だと思うんですけども、町では、がん検診をする上で、指定の病院、あとがん検診をする協会にお願いするんだとは思いますが、時間帯でがん検診がしやすくなるような、そういうような取り組みなされたのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、受診先でございますけれども、亘理町の場合につきましては、対がん協会の方と、それから岩沼のスズキ病院の2カ所になってございます。ただし、スズキ病院につきましては、子宮がんの方の契約はしていただけたんですけども、乳がんにつきましては、年度途中からということで、しかも全県下で始まったということで、時間がかかるそうなんです、セッティングに特に。ということで、受け入れることは困難だということで、あと幾つかの病院も当たったんですけども、大量の人数を受け入れるのは年度途中からでは困難だということで、乳がんにつきましては検診車、それから子宮がんにつきましては検診車とスズキ病院と2カ所で行っていただくと。

なお、期間が当然、当初で決めた期間では間に合いませんので、対がん協会の方とも協議しまして、日程の方を延ばしてもらっております。それから、スズキ病院につきましては、今のところ、10月から翌年の3月までの平日であればいつでも受けられるという態勢をとっていただくことで了解を得ております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 24ページです。8款5項1目の11節、修繕費ですね、580万円ですけども、これは町営住宅のどこの住宅の修繕が主なんですか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 町営住宅、3カ所あるわけなんですけど、すべての町営住宅に

おいての修繕料ということで今回580万円を補正させていただきました。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 次、今回、新型インフルエンザ対策消耗品ということで、18ページの3款2項2目、同じく18ページの3款2項3目、24ページの10款2項1目、26ページの10款3項1目となっておりますけれども、今後、大流行が予測されるんですけれども、これ以外に今後新型インフルエンザ対策に町としてどのように取り組むんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回、このように、例えば児童福祉費であれば、一般の消毒液よりも乳児用ということで誤飲してもそれほど影響のない消毒液をそろえさせていただきますし、あと今後、周りの状況、それから医師会からの情報、県からの情報等を入れながら、対応につきましては庁舎内で検討しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 3点目、20ページ、4款1項5目、購入費補助金については、こういう意見もあるんです。日本の二酸化炭素排出量の2割を自動車が占めている。これだけ地球温暖化が大問題になっている中で、なぜ車の利用を奨励するのか。こういう意見もあるんですね、意見としては。この補助金制度、今後いつまで続けるんですか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 亶理町では、クリーンエネルギー自動車普及補助金ということで、目的は地球温暖化の防止と町民の環境保全意識を高めることということでこの補助事業を地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用して始めたわけですが、現在、105台という、当初の40台に比べまして2.5倍も、2.6ぐらいですか、申請がありまして、そのことと、それから県もこういうクリーンエネルギーの二酸化炭素を削減するための補助事業ということで、亶理町も独自で始めたわけですが、県でも6月30日をもって終わったことと、亶理町でも2.6倍ぐらいの申請がありまして、目的を一応達成したと考えまして、一応9月30日をもって終

了したいと考えております。

それで、町民の皆さんにお知らせは、今回の広報に間に合わなかったために、区長さんを通して各班ごとに回覧してお知らせする今準備をしております。早いところではもう回っているかと思いますが、一応9月30日で終了したいと思っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。7番宍戸秀正議員。

7番（宍戸秀正君） 民生費の中で、18ページ、子育て応援特別手当支給事業についてですけれども、この間、町長の提案理由の説明があったんですけれども、第1子目から小学校就学前3年間の子供と表現されましたけれども、なかなか理解が難しいので、明確に、何年生まれで、何年から何年の子供が対象となるか。そしてまた、この補正が成立すれば、いつ支給されるのか、それを教えてください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回の子育て応援特別手当の対象年齢でございますけれども、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれまでのお子さんになります。

今後の予定なんですけれども、施行日がことしの10月1日が基準日となってございますので、10月1日現在で改めて人数等を拾い直しまして、またシステムの改修等々が必要になってきますので、それから前回と同じように該当者に申請書をお送りして申請していただくということになりますので、早くても、実際皆さんの方に申請書をお届けできるのは11月ぐらいになってしまうのかなというふうに考えてございます。そして、12月ぐらいから支給開始ということで何とか進めたいというふうに現在のところ考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。16番永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 22ページの街路事業の組み替えの件についてお尋ねいたします。

予算は原則、総計予算に基づいて予算が作成される、このことが基本だと思います。それで、途中でこのように組み替えしなければならないというのは、どういうことなのかなど。私としては、予算は懇切丁寧によく見てつくられたものと、そのように判断しております。それで、議会としても、その件については慎重に調査して合意したんだ、認可したんだと。そういったような問題についてどういうふうに考えているのか、お尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今回の南町鹿島線の組み替えになりますけれども、この路線につきましては、平成20年度におきまして用地交渉をいろいろ重ねてきたわけなんですけれども、3月末まで頑張ったんですけれども、契約ができなかったということで、3,000万円ほどの専決処分をさせていただいております。その後に地権者の方といろいろ交渉に当たった結果、今年度において昨年度に契約できなかった箇所ので用地買収ができるようになったということで、今回組み替えをさせていただくものでございます。

この事業につきましては起債事業ということで、県の方の許可をとって事業費を確定させてやっているわけなんですけれども、今後の事業費の変更は難しいということで、今回、工事費を削って用地費の方に組み替えしたということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） そうすると、用地買収だけでもって工事は行わない、こういったように理解できるわけですが、工事がやれるんだと思って業者さん方はそれぞれ思い込んでいる方もおるだろうと思います。そういう観点で、道路をこさえるということは住民の福祉につながる、こういったことで、我々は絶えず真剣にその点については議会に提出された場合には審議をやっておるわけですが、議会の重み、議決された重みということに対してはどう考えているのか。パソコン上でちらっと変えたばかりでやっているのか。そんなことはないと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 昨年の用地交渉に当たって、担当課それから企画財政課の用地担当の方と一緒に交わしたわけなんですけれども、なかなか応じてもらえなかった部分がありました。その点につきましては、町の方の私どもの努力不足もあるのかなと感じてはおります。

今年度の当初において工事の延長171メートルを見ていたんですけれども、今回の工事費の減額補正によりまして、54メートル分につきましては工事を実施していきたいと考えております。今年度、工事できなかった分につきましては、その後に

つきましては、来年度、延長を長目に工事の方を発注していきたいと考えております。

これにつきましては、相手がございますので、なかなか町だけの判断でできない部分がございますので、それにつきましてはご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。14番熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） 14番です。

24ページの下段の15、工事請負費でございます。250万円。亘理小学校の西校庭の芝生の工事をしておられますけれども、亘理小学校では一番、駐車場の問題が発生しているんですが、聞くところによりますと、亘理小学校西校庭の手前の、ただいま小学生がサツマツモとかヘチマを農業体験であそこを使っているんです、その部分も何か将来駐車場になるようなお話が出ているということで、食育基本法の問題点からも言わせて、つくってくれた人に対する感謝の心、それはやはりあそこの農業体験の場で、亘理小学校はあその場所しかないんです。ですから、あそこが駐車場になると仮定する場合は、代替地とか考えておられるのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 学務課班長。

学務課班長（金山基裕君） 熊田議員が今お話あった件でございますけれども、亘理小学校の方で学年を決めて、西校庭の方でサツマイモでしたり、そういったものをずっとやっておりました。それで、場所的な問題で、町場の学校ということもございまして、その場所に行くまでの安全性、そういったものも検討しなければいけないかと思うんですが、公共用地でなければ必ず畑についてはできない、農地法の問題とかもありますけれども、農家の方をお願いをして、そこら辺の土地を貸していただけるのかどうか、そういったものを学校とも協議をいたしまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。

実は、その畑のところ、私ちょっとお手伝いさせてもらったりしているので、私自身もちょっと気になっているところではあるんですけれども、その辺は学校と相談しながら検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。宍戸議員、1議案に対して1回ですの

で。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成21年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時24分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第67号 平成21年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第67号 平成21年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第67号 平成21年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,733万7,000円とする。

今回の補正の主な内容につきましては、国の補助事業であります国保ヘルスアップ事業が採択され、財政調整交付金として450万8,000円並びに介護従事者処遇改善臨時特例交付金として307万5,000円が交付されたことに伴います増額補正と、財政調整交付金につきましては496万2,000円の減額を補正するもので、財源の組み替えを行うものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページの方をお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございます。

6款1項1目介護納付金でございますが、補正額はゼロでございます。これにつきましては、国の方から介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受けたことに伴いまして、財源の組み替えを行ったものでございます。

続きまして、8款1項1目特定健康診査等事業費でございますが、274万8,000円の増額補正でございます。この内容につきましては、特定健康診査等事業費といたしまして賃金12万7,000円を増額補正させていただいておりますが、この内容につきましては、東北労災病院と当町におきまして共同研究ということで締結をしております、こちらの方から特定健診のデータを提供いたしまして、その調査研究の結果をこちらの方に返していただきまして、それに基づいて保健指導を行っていくという内容のものでございます。それに伴いまして、ことしの健診のデータの入力等の事務ということで臨時職員の賃金を上げさせていただいております。

続きまして、特定保健指導事業費でございますけれども、これにつきましては、前年に引き続きまして国保ヘルスアップ事業が国の方から補助事業として採択されたことに伴いまして、受診勧奨者への訪問指導事業、それから早期介入保健指導事業ということで、これらの委託料を合わせまして217万8,000円、それからそれに関連する事務費等として補正をさせていただいたものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページの方をお開きいただきたいと思います。

3款2項1目財政調整交付金450万8,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、先ほど歳出の方で若干ご説明申し上げたんですけれども、国保のヘルスアップ事業ということで、20年、21年の2年間にわたっての事業でございますけれども、7月上旬に県より内示をいただいたことによりまして、財政調整交付金として交付されるものでございます。

続きまして、4目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金307万5,000円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、介護従事者の処遇改善のために、介護報酬の3%の引き上げ改定というのが行われましたが、これによりまして国保の介護納付金の分の引き上げが急激に行われまいというということで、改正の分の一部分を国より介護従事者処遇改善臨時特例交付金として交付されるといった内容のものでございます。充てるのは、納付金の方にそのために充てたということでございます。

続きまして、9款2項1目の財政調整基金繰入金でございますが、歳出においての財源の組み替えにより、496万2,000円の減額補正となったものでございます。ちなみに、今回の496万2,000円の減額で、財政調整基金の方への繰り入れを含めると、現在で5,900万1,000円の基金残高ということでございます。

11款4項6目の雑入でございますが、12万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、東北労災病院との共同研究に伴います共同研究負担金ということで、東北労災病院の方からこちらの方にいただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号 平成21年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成21年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第68号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第68号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第68号 平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成21年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

では、歳入からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

最初に、5款1項1目の繰越金の10万1,000円でございますけれども、これにつきましては、平成20年度の繰越額が確定いたしましたので、増額補正するものでございます。それに伴いまして、4款1項1目の一般会計繰入金10万1,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳出をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款1項3目浸水対策下水道事業費でございますけれども、これにつきましては、鹿島川の改修工事に伴いまして本年度で用地買収を予定しておりますけれども、それに伴いまして不動産鑑定が必要になったことから、組み替えを行うものでございます。12節役務費に不動産鑑定業務手数料28万9,000円を増額補正するものでございます。それに伴いまして、17節公有財産購入費から28万9,000円を減額す

るものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成21年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第69号 平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第69号 平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第69号 平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亙理町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124万円とする。

この内容につきましては、歳入の方からご説明させていただきますので、8ページ、9ページの方をお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の方でございますけれども、4款1項1目一般会計繰入金、1万1,000円の減額補正でございます。これは、歳出との調整で減額補正をするものでございます。

5款1項1目繰越金、4万9,000円の増額補正でございます。これは、20年度の繰越金が確定したため、増額補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げますので、次のページの10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目償還金、3万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、20年度の審査支払手数料が確定したことに伴いまして、支払基金の精算による返還金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 平成21年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成21年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第70号 平成21年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第70号 平成21年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第70号 平成21年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,633万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,182万2,000円とする。

それでは、内容につきまして歳出からご説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出でございますけれども、1款4項1目趣旨普及費158万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、介護保険制度の理解を深めていただくためということで、パンフレットの購入費でございます。

続きまして、2款4項1目高額介護サービス費、1,200万円の増額補正でございます。これにつきましては、自己負担額が高額になり、一定額を超えた場合に、超えた分が後から高額介護サービス費として給付されるものでございまして、今後の追加の見込みがございますので、1,200万円の増額補正をさせていただいたところでございます。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金、20万円の増額補正でございます。これにつきましては、年度末に死亡等によりまして過年度の還付がふえたことによりまして、20万円の増額補正をさせていただくものでございます。

同じく、3項1目の返還金、254万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、前年度の給付費の確定に伴いまして、国、県に対しまして、負担金の精算による返還金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目の介護給付費負担金でございますが、240万円の増額補正。同じく、2項1目の調整交付金、60万円の増額補正。4款1項1目の介護給付費交付金、360万円の増額補正。5款1項1目介護給付費負担金、150万円の増額補正。8款1項1目介護給付費繰入金、150万円の増額補正。以上につきましては、介護サービス費の増額補正によりますところのルール分の増額補正となっております。

2項1目介護給付費準備基金繰入金、514万4,000円の増額補正でございますが、これにつきましては、上段の分と同じように、高額介護サービス費のルール分としての240万円の増額と、それから国県負担金の精算分の254万4,000円、合わせまして514万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、158万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国保の際も申し上げたんですけれども、介護従事者処遇改善のために介護報酬が3%引き上げになりましたが、その分、保険料が上がらないようにするため、国が一部交付金として負担いたします介護従事者処遇改善交付金がありますが、その中で制度の周知等を図るということで別枠で周知用の経費といたしましてこの158万8,000円が交付されたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページです。2款4項1目高額介護サービス費に関連してですけれども、高額医療・高額介護合算療養費制度、この制度について説明してください。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 高額医療・高額介護合算療養費制度につきましては、それぞれ、例えば国保であれば国保、介護であれば介護、後期高齢であれば後期高齢の方で、それぞれ基準を設けて、ある一定の金額を超えた場合については、その金額について後ほどお戻しするという内容でございますが、高額医療・高額介護合算療養費制度につきましては、同じ医療保健、例えば国保同士であれば、ご夫婦が国保に入っている場合について、片方の方が介護で例えば施設に入所している、片方の方

が病院の方で治療なり入院をしたといった場合、それぞれのもので高額の分については戻るわけなんですけれども、今度は改めて国保と介護の分の年間の合計額を合わせて、これもある一定基準があるんですけれども、それを超えた場合については合算ということで、また改めてお戻しする。当然、事前に介護なり国保なりから高額療養費等で戻った分については差し引くんですけれども、差し引いた上で合計したやつが年間で合計額を超えれば戻るという制度でございます。

通常の方につきましては、1カ月、1カ月の清算でございますけれども、この合算制度につきましては、ことしが初年度ということがございまして、去年の途中から始まったものですから、去年の4月からことしの7月までの分がことしの分は対象になります。今年以降といたしますか、通常は8月から7月までの1年間分で清算をするという内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今までは月ごとに、介護だったら介護、医療だったら医療というふうに月々になっていました。例えば特別養護老人ホームにずっと入所していたときの1年間の限度額を決めて、そして医療と合算して、超えた分は戻ってくるという仕組みですね。月々のやつを維持しながらですね。

それで、お伺いしますけれども、該当する方にはどういうふうに周知徹底するんですか。戻ってきますよと。こういう制度があって、申請すれば戻ってきますよと。申請しなければ戻ってきませんからね。それはどういうふうに徹底するんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 保険が違うものですから、今の考え方といたしましては、国保連合会の方に委託をいたしまして、後期高齢等支払い機関が別なものがございしますので、そちらの方で一元化で管理して、その情報を各自治体の方にもらいまして、その該当者には町の方から個別で全員に通知を差し上げるという方法を考えてございます。以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成21年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第71号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第14、議案第71号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、議案第71号 平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成21年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,448万7,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明いたします。

10ページをお開きいただきます。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費でございますけれども、151万2,000円の増額となっております。その内訳でございますけれども、1節報酬でございます。わたり温泉鳥の海運営委員会の委員の報酬の増額でございます。51万2,000

円でございます。当初予算で年4回分ということで予算計上してございましたが、毎月運営委員会を開催いたしまして、その際に経営状況等をつぶさに運営委員の意見等も拝聴しながら誘客活動等に努めまして経営の安定を図るということで毎月開催するための増額でございます。

また、その下の11需用費の修繕料でございますけれども、100万円の増額ということでございます。オープン以来1年と7カ月を経過しておるわけでございますので、機械、設備等におきましても、特に潮風等との兼ね合い等もありまして、やはりいろいろな部所に修繕を要する箇所が多々ございますので、100万円を増額したいということでございます。

それから、2款1項1目基金積立金でございますけれども、150万3,000円の減でございますまして、計で9,000円の増額ということでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページの方をお開きいただきます。

4款1項1目で補正額9,000円でございますけれども、平成20年度の繰越額の確定に伴うところの繰越金で、9,000円の増額でございます。それで、計といたしまして9,000円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 町長の提案理由の中に、今回の補正は、サービスの充実、メニューのいろいろ検討、そして毎月委員会を開催するために委員の報酬の増額をするとあります。ただ、普通のこういう委員会の組織というのは、鳥の海の運営委員会ほどのぐらいのウエートあるかわかりませんが、今までだったら、まちづくり基本条例、総合発展計画審議会委員、これらの方々の委員会も大変重要な委員会だと思います。基本条例なんていうのは町の憲法だと言っているような委員会だし、総合発展計画は将来を左右するような発展計画の審議会委員。今回の鳥の海の運営審議会委員、この委員の中身について、ここの経営者と思われるのはまず町長だと思います。温泉鳥の海の経営者は町長だと思います。町長として、この運営委員会がどのような性質のものと考えているのか。一つ。経営者としてですね。

次に、経営の方針や事業の運営を左右するような組織体と考えているのか、この運営委員会が。よく答弁で町長は、運営委員会に諮って、いろいろ意見をいただいて返答する、考えるという話をしていますけれども、この運営委員会の性質、今後のあり方、そのものをどのようなウエートとして経営者として考えているのか。

また、この運営委員会が、そこまで発言力があるのだとすれば、どれぐらいの責任があつて、責務があるのか。

その辺について、3点伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この運営委員会については、総支配人である副町長の方から答弁いたさせます。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海総支配人。

わたり温泉島の海総支配人（齋藤 貞君） 実は、この運営委員会につきましては、従来、年4回ということで開催させていただきました。ただ、昨日の高野議員の一般質問にもありましたとおり、2年目は私どもとしては正念場という考え方でいます。昨年のデスティネーションキャンペーンの際は、宮城県沖地震もありまして、思った以上の数字的なあらわれはなかったわけですが、当亘理町におきましては、おかげさまで飛躍的な入り込み数を見たわけでございます。むしろ、神風が吹いたと言ってもいいと思います。

ただ、2年目は、そういった期待というのは余りできないと、年当初よりそういった意識のもとで、2年目が正念場ということで、ここは経営につきましては直営でございますから、なかなか直営の場合だと官的な発想というのが結構ございます。そういう面から、ぜひ運営委員の方々のいろいろな経験、なさっている方がいらっしゃいますから、適宜ご助言をいただいた中で意見を述べていただきたいという面で、月1回ということできしはぜひ開催するようにということで所長の方に私の方から指示をした次第でございます。

例えば、きのうもご意見もありましたが、まずやっぱり収入を図る。それから、出る、いわゆる「出ることを制す」、これが経営の基本だと思います。そういった面で、昨日も指摘されました、例えば岩盤浴についてのご意見、これも過日の審議委員の方々に諮りましたら、こういった発想がありました。値段を引くのが一つの

販売の促進の方法であるけれども、逆にプラスする発想もあるんじゃないかということで、きのう説明があったと思いますけれども、販促を行いました。その結果、岩盤浴につきましては、8月までの実績は今年の3割ほど多く利用していただいています。まず経験してもらうこと、入ってもらうことが大事だという一つの発想だったわけでございます。

それともう一つ、いろいろな問題点も出てきております。昨日のご意見でもありました。ふれあい市場の方は大健闘でございます。昨年約2億2,000万円の売り上げがあったと思います。やはり民の力というのは大きいと思います。ただし、官設民営のところに私いたわけですけれども、民の方は、ともすれば経済といいますか、いわゆる経済効果については、どんどん、どんどん走っていくという傾向もあるわけです。そういった面で、一つの取り決めとか規制というのは当然必要になってくるんですけれども、その場合もやはり民間の意見というか審議委員の方々の意見を聞いた中で方針というのは決定すべきだろうと思っております。

そういったことで、いろいろな問題が今発生というか、2年目になりまして、歳入、歳出においても出ております。ですから、できるだけ早い時期に、前月の数字について、なるべく早くリアルにわかるような体制を今整えていまして、審議会委員に集まっておきまして、いろいろとご意見を拝聴しているところでございます。少なくとも、ことしは本当に正念場ととらえていまして、回数を1月1回ということで、当初は年4回だったんですけれども、1月に1回は開くということで現在進めた、その結果、今回補正ということで提出させていただいたわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、総支配人さんからの回答なんですけれども、私が聞いたのは、この運営委員会の性質はどういうものなんですかと。経営に左右するものなのか。あともう一つは、組織体として、この運営委員会の責務はどのくらいあるんですか。このくらい発言力があるのであれば。普通、会社だったら、株主さんの役員会、取締役会とか、そういうところでやって、いろいろなサービス向上のためとかメニューとか運営について協議して、株主総会の株主の方々に取締役はその責任をとるという形をなっていると思います。そういうたぐいのものと経営者は考えてい

るのかと私は聞いているんです。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海総支配人。

わたり温泉島の海総支配人（齋藤 貞君） 運営委員会につきましては、ともすれば、どうしても行政側にとって後承認といいますか、都合のいいというか、そういった形に、いわゆる形骸化しやすい運営の方法になるわけですが、当運営委員会につきましては、いろいろと積極的なご意見をいただきまして、それを……、この互理役場の庁舎内にも検討委員会があります、それらを踏まえて、いただいた意見を踏まえて、いろいろとさらに検討を重ね、実行に移す、そういう形になっています。したがって、いわゆる形骸化したのではうまくないというか、形骸化する委員会ではなくて、もっと積極的な意見をいただいて、それを経営に反映させる、そういった意味で非常に……、経営の決定権は当然ないわけですが、あくまでも貴重な意見として、参考意見として、積極的に聞くという意味でやっているわけです。

もう一度申し上げますけれども、ともすれば形骸化しがちな委員会をそうじゃない形に、積極的な形で意見を聞くということで1カ月に1回ということで現在進めているところです。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 何人いらっしゃるかわかりませんが、そのような経営の内容について考える組織体としては、私は不十分だと思います。もしやるのであれば、本当の経営を立派にやるというのならば、コンサルタントもあるし、経営のいろいろな指導をしてくれるところもあるし、そういうところの助言をいただくということが、今の経済状況とかそういうものを勘案して、いろいろなアドバイスをしてくれるところは幾らでもあると思います。この運営委員会がどのような内容で町にアドバイスするか私は中身はわかりませんが、今言われれば、これからの企業として温泉島の海の進む方向を示してくれるというような意見を参考にするんだというようにとりかねないんです。そうした場合、年10回で、回数をふやしたからって、それが当たり前のことが返ってくるかと思えば、それは違うんです。それなりの道の人間から今の状況とか、ほかのものはどうなっているとか、いろいろな情報というのは今あると思うんです。そういうところの意見を聞いた方が私はもっ

ともっと参考になると思います、この委員会よりも。

ただ、この委員会は、さっきも言ったけれども、町としては、基本条例をつくったときの委員会、総合発展の委員会、こんな大切な委員会でも、こんな回数開いていないんです。それを今回この委員会の補正でサービスとかメニューとかそれを検討してもらおうという提案理由とは、ちょっと感覚がずれているんじゃないかと私は思うんです。そういうものを検討するのであれば、内部で検討するとか、それからコンサルに相談するとか、そのような検討してもらおうのが常であって、経営、本当のことは別なプロがやるべきだと思います。その辺についてもう一回お願いします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海総支配人。

わたり温泉島の海総支配人（齋藤 貞君） ただいまの鈴木議員がおっしゃったことは、もともとだと思います。それぞれ経理の専門もあるわけですし、あるいはまた営業の専門もあるわけでございます。ただ、こういったことをご紹介しておきたいと思えます。

きのうの朝でございますけれども、料理長が早番で出ていました。そうしたら、料理長おっしゃるには、「いやいや、はらこめしがこんなに支持を受けるとは私思いませんでしたね」と言うんです。で、料理長に申し上げたんです。さらに料理長つけ加えて、「いつもこのようにならないとだめですね」なんていうことをおっしゃっていましたけれども。そのことは、去年、実は、丸子支配人も同じことを言っていました。丸子支配人は亘理の出身でございますけれども、佐勘に長かったんです。今度の料理長も、仙台では本当にすばらしい料理長ではございますけれども、郷土料理についての認識というのは、やはりそういうことかなと私も理解したわけですから。

ですから、そういった面、運営は全部地元でございますから、そういった面で、委員の方々の意見というのは非常に大事になってくるわけです。支配人も料理長も本当にプロ中のプロでございますけれども、しかし認識には多少のずれがあるということで、その辺をご理解いただきたい。

ですから、会計あるいは営業のプロといえど、亘理に合った、全くぴったり合った助言、指導ができるかとなると、ちょっと疑問な点もありますし。ただ、今後、

そういったことも当然取り入れていくということは十分考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今の鈴木議員の上塗りになると思いますが、今、総支配人初め、わたり温泉鳥の海の幹部という、言ってみれば取締役という形の総支配人、支配人、料理長、所長、その4人の方で結構ですから、事務の分掌とか役割、もう一度説明願えれば幸いです。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 総支配人以下ですか。（「そうです」の声あり）所長、支配人、あと料理長の職務の分担ということで解してよろしいでしょうか。

（「はい、いいです」の声あり）

もちろん、総支配人につきましては、経営全般等の経営でございまして、私、所長ということで任命されてございますけれども、現場におきますところの責任者ということで、現場の全般的な関係につきまして所掌させていただいております。また、前後しますけれども、料理長につきましては、厨房絡みの食にかかわりますところの全般的なもの、それから厨房等の人事的な関係につきまして助言を私までいただくということにしております。なお、そのほか、料理部門以外につきましては支配人にいろいろお願いしてございまして、そのほかの部分の事務を所掌させていただいております。そのような分担でもってやっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） そうすると、総支配人が全体的なもの、確認ですけれども、所長は現場、あと支配人はサービスから人員の配置、あと料理長は厨房と人事のアドバイスという形に説明ありましたが、今回、こういうふうな運営委員会が、提案理由の中に、鈴木議員も言っておりますが、メニューとかの検討とか何かを、確かに運営委員会で地元のことで検討するのも結構でしょうが、せっかくいろいろな条件をつけてお呼びした料理長でございます。その料理長のある程度権限も強化していかないと、いろいろな上の団体、また社長である町長、総支配人、そういう意見が通ってしまうと、どうしても料理長の方は遠慮なさるんじゃないかなと、私の目からは

そう見えるんですが、その点はどう総支配人はお考えですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海総支配人。

わたり温泉鳥の海総支配人（齋藤 貞君） メニューについては、こうしなさい、あしなさいということは、少なくとも私の方からは言っておりません。ですから、現場から上がってきたものについて当然検討しますし、今出ています運営委員の方々にも試食をしていただいたりしております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 総支配人の方からは指示は出ていないということなんですが、その立場、立場で事務分掌、もちろんこういうふうな組織ですから、ちゃんと組織をやって、今所長が答えたようにきちっと整理はついていると思いますが、どうかしますと、支配人、料理長、これが2枚看板だと思えますが、その方の存在価値が少し、わたり温泉鳥の海、見えないんじゃないかなと思っておりますが、その点、所長でも結構です、お答え願います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 支配人、料理長の、はっきり申しまして影といいますか、その辺が薄い、ちょっと見えてこないというふうなことで、そのような発言かをとらえさせていただいてございますけれども、現場といたしましては、はっきり申しまして、支配人、料理長の意見は最大限に尊重してございます。なお、私たちも、あくまでも官という立場でございますので、そのお二方につきましては、その辺の官としての立場につきまして、はっきり申しまして、なかなかご理解はいただけないというのが実情でございますけれども、できるだけそのようなことで、官と民出身の方々のあつれきをなくするような方向でもって、現場といたしましては、お二方の意見等々を尊重しながら運営しておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成21年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第72号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第72号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第72号 平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成21年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,271万8,000円とする。

それでは、歳出からご説明をしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、1款1項1目の工業用地等造成事業費549万3,000円の増額補正でございますが、11ページの右側になりますが、19節の負担金補助及び交付金ということで44万8,000円の経費につきましては、本年度の亘理町航空防除推進協議会の方で、今回の航空防除対策での協議の中で、洪田囲いの工業用地の32.6ヘクタールについて、現在草が繁茂しているということで、近隣の稲作にカメムシ等の

発生が予測されるので、その対策を町の方で講じていただきたいということで、今回その経費ということで反当10アール当たり1,500円の経費を計上したところでございます。

そのほかに、22節で補償補てん及び賠償金ということで504万5,000円については、今回町道柴町谷地線の西側にN T Tの電柱の移設が今回必要になったわけでございます。道路がどうしても幅員が狭いということでございまして、どうしても西側の電柱を撤去しなければならないということで、今回N T Tの方で移設をしていただいた経費が180万円かかりました。今回は東側の電力柱に狭隘させるということで、電力柱の方に移設をかけております。

そのほかに、今回、用地買収に伴っての代替地選定並びに農業施設の移転で、当初で補償額が決定しなかった分について324万5,000円発生したことによりまして、今回の増額補正になったわけでございます。

次に、8ページの方の歳入でございますが、歳入については、1款1項1目の一般会計繰入金ということで549万3,000円でございますが、本来なら、これは特別会計でございますから起債を借りて財源を確保する内容でございますが、今回の起債については、13億1,690万円、起債の貸し付けを4月に当初予算で議決をいただいておりますので、これらの対応をしております。ここで、宮城県の方からは工場立地基盤整備事業貸付金ということで4億円、7月24日にこれは無利子で貸し付けを受けております。そのほかに、縁故債ということで、内陸工業用地等造成事業債9億1,690万円を借りる予定で、これについては用地代、土地の代金と工事費に充てるということで計画を組んでおりまして、どうしても用地費が9月3日に議会の議決をいただいておりますので今月の25日にこの土地代金を支払いたいということで準備をしておりますので、今の段階で起債の変更ができません。変更しますと、9億近くの借り入れがまた時期がおくれてしまうということで、資金繰りができなくなるということで、今回、一時、一般会計から繰り入れをしていただくということで財源措置をしていただいたわけでございます。これについてはまた、精算になりましたら、特別会計から一般会計に減額して戻すような予定になっておりますけれども、今年度についてはまだ状況がわかりませんので、このような状況で歳入の方の予算を組ませていただきました。

内容については以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 平成21年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 平成21年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから

日程第18 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで（以上3件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程第18、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 諮問第1号から諮問第3号までの3件について当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議案書の28ページ、お開きを願いたいと思います。

それでは、諮問第1号から諮問第3号までについて、一括説明をさせていただきます。

まずもって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、亶理町逢隈鹿島字弥陀内48番地3。氏名、八鍬紀子。生年月日、昭和17年3月10日。

八鍬さんは、平成16年4月に人権擁護委員に就任をいただいておりますが、来年の平成22年3月31日で任期満了になるため、議会の意見を求めるものでございます。

次ページ、29ページ、そのものについては、経歴書、学歴、職歴、そして人権擁護委員、ただいま申し上げた平成16年4月から就任をいただいておりますということでございます。

続いて、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、亶理町逢隈下郡字横捲108番地1。氏名、遠山正彦。生年月日、昭和18年4月30日。

遠山さんも平成19年4月就任いたしておりますが、平成22年3月31日で任期満了になるため、議会の意見を求めるものでございます。

31ページに経歴書、学歴、職歴、そして経歴等がございますけれども、遠山さんも平成19年4月から就任をいただいております。

次に、諮問第3号、この件につきましては、仙台法務局から、現在亶理町に人権擁護委員5名がおりますけれども、さらに1名を増員していただきたいという依頼がありましたので、新たに推薦いたしますので、諮問するものでございます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

記。住所、亶理町字西郷10番地。氏名、中西紀子。生年月日、昭和19年6月21日。

経歴については、本籍は北海道の函館でございますけれども、住所については、ただいま申し上げました亙理町字西郷10番地。氏名については、中西紀子さん。生年月日が昭和19年6月21日でございます。学歴、職歴等については、ごらんの内容となっておりますでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、採決を終了いたしました。

日程第19 報告第3号 平成20年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び

日程第20 報告第4号 平成20年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について（以上2件一括議題）

議長（岩佐信一君） 日程第19、報告第3号 平成20年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第20、報告第4号 平成20年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 初めに、報告第3号について当局から提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書35ページをお願いします。

報告第3号 平成20年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明を申し上げます。

平成20年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により下記のとおり報告するというごさいます。

記。この健全化判断比率及び資金不足の比率については、平成19年度決算から財政の健全性を判断する4指標の公表が求められることになりました。本町においても、いずれも国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回り、健全財政を維持しているものでごさいます。

初めに、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、いずれも黒字となっているため数値としてあらわせないものとなっております。そういうことから、表示についてはマイナスという形で表示されております。

また、実質公債費比率については、12.0%となっており、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%を下回っております。

将来負担比率についても、54.1%となっており、早期健全化基準35.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率については、公共下水道事業特別会計及びわたり温泉鳥の海特別会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっております。マイナスの表示となっております。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、報告第4号について当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 報告第4号 平成20年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成20年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告する。

資金不足比率ですけれども、会計の名称については、亶理町水道事業会計です。
資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないとなっておりますので、マイナスの表示をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） 以上で報告第3号 平成20年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第4号 平成20年度亶理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後0時32分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亶理町議会議長 岩佐信一

署名議員 永浜紀次

署名議員 島田金一